

医療法人徳洲会
石垣島徳洲会病院
通所リハビリテーション事業所（介護予防）
運営規定

医療法人徳洲会石垣島徳洲会病院

通所リハビリテーション事業所（介護予防） 運営規定

（事業の目的）

第1条 医療法人徳洲会が開設する石垣島徳洲会病院 通所リハビリテーション事業所（以下「事業所」という。）が行う指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が要介護状態（介護予防通所リハビリテーションにあたっては要支援状態）にある高齢者に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

（運営の方針）

- 第2条**
- 1 指定通所リハビリテーションの提供にあたっては、事業所の従業者は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その個々の有する能力に応じ自立した日常生活を営むようにできるよう、理学療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図る。
 - 2 指定介護予防通所リハビリテーションの提供にあたっては、事業所の従業者は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むようにできるよう、理学療法、その他必要なりハビリテーションを行うことにより、要支援者の心身の機能回復を図り、もって要支援者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
 - 3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、地域の保険・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
 - 4 事業所は利用者の人権の擁護、虐待の防止の為、要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
 - 5 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名称 石垣島徳洲会病院通所リハビリテーション事業所

住所 沖縄県石垣市大浜字南大浜 446-1

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- ① 管理者1名（常勤兼務、医師と兼務）
管理者は、事業所の従業者管理及び業務の管理を一元的に行う。
- ② 従業者
 - 1、医師 1名（常勤兼務、管理者と兼務）
 - 2、理学療法士 1名以上（常勤専従）
 - 3、看護職員 1名以上（常勤または非常勤専従）
 - 4、介護職員 5名以上（常勤専従）従業者は、指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの提供にあたる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から土曜日とする。
但し日曜、祝日・及び年末年始（12月31日～1月3日まで）を除く。
- ② 営業時間 午前8時30分から午後5時までとする
- ③ サービス提供時間 午前9時45分～午後4時までとする。
ただし、気象警報発令中は原則として休みとする。

(通所リハビリテーションの利用定員)

第6条 指定通所リハビリテーションの利用定員は次のとおりとする。

サービス提供単位 1単位 40名

(通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの内容及び利用料等)

第7条 1 指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの内容は次のとおりとし、事業を提供した場合の利用の額は、介護報酬の告示上の額とする。

- ① リハビリマネジメント
 - ② 入浴
要支援者については本人の身体及び生活状況、又は家族の介護状況を勘案し、居宅サービス計画書に準じて提供を行う。
 - ③ 身体介護
 - ④ 食事の提供
 - ⑤ 健康チェック
 - ⑥ 送迎
 - ⑦ レクリエーション活動
 - ⑧ 生活相談
- 2 当該事業において食事を提供した場合の自己負担額は390円とする。
ただし、利用者側の都合（早退等）で食事をしなかった場合、食材費が発生する場合もあるものとする。
- 3 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。
- 4 第1項から第3項までの費用の支払いを受ける場合は、利用者又はその家族に1ヶ月分をまとめて請求書を発行する。

(通所リハビリテーション計画又は介護予防通所リハビリテーション計画の作成)

- 第8条 1** 従業者は、診療又は運動機能検査等を基に、共同して、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、リハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した通所リハビリテーション計画又は介護予防通所リハビリテーション計画（以下「通所リハビリテーション計画」という。）を作成することとする。
- 2 通所リハビリテーション計画は、居宅サービス計画又は介護予防サービス計画の内容に沿って作成することとする。
- 3 医師等の従業者は、通所リハビリテーション計画書の作成にあたっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ることとする。
- 4 従業者は、それぞれの利用者について、通所リハビリテーション計画に従ったサービスの実施状況及びその評価を診療記録に記載することとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は次のとおりとする。
石垣市

(サービス利用に当たっての留意事項)

- 第10条**
- 1 従業者は、利用者に対して従業員の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。
 - 2 従業者は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。
 - ① 気分が悪くなったときは速やかに申し出る。
 - ② 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。
 - ③ 時間に遅れた場合は、送迎サービスが受けられない場合がある。

(緊急時における対応方法)

- 第11条** 従業者は、サービス提供実施中に利用者に急変が生じた場合やその他緊急事態が生じた場合は、速やかに主治医に連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

(非常災害対策)

- 第12条**
- 1 事業所は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対する計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者をさだめ、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。
 - 2 サービス提供中に天災その他の災害が発生した場合、利用者の非難等の措置を講じるほか、管理者に連絡の上その指示に従うものとする。

(苦情処理)

- 第13条**
- 1 事業所は、サービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な内容を記録することとする。
 - 2 前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容を記録することとする。
 - 3 提供したサービスに関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うこととする。
 - 4 市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告することとする。
 - 5 提供したサービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会を行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの指導または助言に従って必要な改善を行うこととする。
 - 6 国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を報告することとする。

(事故発生時の対応)

- 第14条** 1 事業者は利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市町村当該利用者の家族、当該利用者に係る介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずることとする。
- 2 前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録することとする。
- 3 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うこととする。

(記録の整備)

- 第15条** 事業所は、利用者に対するサービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存することとする。
- ① 通所リハビリテーション計画
 - ② 提供した具体的なサービス内容等の記録
 - ③ 市町村への通知に係る記録
 - ④ 苦情の内容等の記録
 - ⑤ 事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

(虐待防止に関する事項)

- 第16条** 1 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。
- ① 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置を活用して行うことができるものとする）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - ② 虐待防止のための指針の整備。
 - ③ 虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - ④ 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 事業者は、サービス提供中に、当該事業者従業者又は擁護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定)

- 第17条** 1 事業所は感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

- 第18条** 1 事業所において感染症が発生し又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
- ① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策をけんとうする委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - ② 事業所における感染症の予防及びまん延の防止の為の指針を整備する。
 - ③ 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止の為の研修及び訓練を定期的実施する。

(身体拘束等)

- 第19条** 1 事業所及び職員は、利用者又は他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者等の行動を制限する行為を行わないものとする。
- 2 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ないと判断し、身体拘束を実施する場合は、解除することを目標に必要最小限の方法、時間、期間、実施方法の適正、安全性、経過確認の方法について検討を行い、必要な状況が解消した場合は速やかに解除する。

(秘密保持)

- 第20条** 1 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるために、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

(ハラスメント防止の対策)

- 第21条** 事業所は適切な通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の提供を確保する観点から、性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(その他運営についての留意事項)

- 第22条** 1 この事業に係わるケース記録、利用者負担金徴収簿、その他必要な帳簿を整備するものとする。また完結後2年間保存するものとする。
- 2 この規程に定める事項の他、運用に関する重要事項は、事業者と管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は平成２０年　７月１日より施行する。

この規程は平成２２年１２月１日より施行する。

この規程は平成２５年　７月１日より施行する。

この規程は平成２８年１１月１日より施行する。

この規程は平成３０年　７月１日より施行する。

この規程は平成３１年　４月１日より施行する。

この規定は令和３年　１０月１日より施行する。

この規程は令和６年　　４月１日より施行する。

通所リハビリテーションに係る利用料の内容

○介護保険分（１割負担の場合）

通所規模型 通所リハビリテーション費（所要時間６時間以上７時間未満）

（１）要介護 １	７１５円/日
（２）要介護 ２	８５０円/日
（３）要介護 ３	９８１円/日
（４）要介護 ４	１，１３７円/日
（５）要介護 ５	１，２９０円/日

※送迎料金は基本負担額に含む（送迎を行わない場合は片道につき４７円減算。）

加算

- ① 入浴介助加算（Ⅰ） １回につき４０円
- ② 中重度者ケア体制加算 １回につき２０円
- ③ サービス提供体制強化加算（Ⅰ） １回につき２２円
- ④ 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ） 算定した単位数に対し８．６％
- ⑤ 重度療養管理加算（対象者のみ） １回につき１００円
- ⑥ 短期集中個別リハビリテーション実施加算（対象者のみ）
※退院（所）日又は認定日から起算して３月以内 １日につき１１０円
- ⑦ 退院時共同指導加算（対象者のみ）
※退院１回につき１回に限り算定 １回６００円

○介護予防通所リハビリテーション費

要支援１	２，２６８円/月
要支援２	４，２２８円/月

加算

- ① サービス提供体制強化加算（Ⅰ） 要支援１ ８８円/月
要支援２ １７６円/月
- ② 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ） 算定した単位数に対し８．６％
- ③ 退院時共同指導加算（対象者のみ）
※退院１回につき１回に限り算定 １回６００円

介護保険外分

①昼食・おやつ代

420円

※利用者様側の都合（早退等）で食事を摂取しなかった場合、
食材費が発生する場合あり。

② その他、衛生用品

リハビリパンツ（S）	70円
リハビリパンツ（M）	119円
リハビリパンツ（L）	135円
リハビリパンツ（LL）	158円
マスク	50円
髭剃り	66円

オムツカバー（M）	112円
オムツカバー（L）	132円
パッド	33円
大パッド	39円
使い捨て歯ブラシ	15円